

- 令和元年度歳入歳出決算(見込)
- 令和2年度保険料 ●令和2年度歳入歳出予算
- 健康診断のご案内
- 接骨院・整骨院、はり・きゅう、マッサージの正しいかかり方

～令和元年度歳入歳出決算(見込)～

国庫補助金の減少、保険給付費の増加により単年度収支は赤字の見込!!

保険料収入は、被保険者の減少に伴い前年度比95.6%の9億8,800万円。国庫支出金は、補助率の削減等に伴い前年度比69.7%の1億7,510万円。歳入合計は、前年度比97.4%の16億2,982万5千円の見込です。一方、保険給付費は高額療養費が2月末時点で前年度の1.7倍となるなど、前年度比107.9%の6億1,854万円の見込です。後期高齢者支援金は、前年度並の2億3,611万3千円。加入者1人あたりの月額は5,159円。介護納付金は、前年度比104.2%の1億4,362万4千円。第2号被保険者1人あたりの月額6,173円で、後期高齢者支援金同様、財政負担は年々増えています。歳出合計は、前年度比109.9%の13億6,183万8千円。歳入歳出残高は2億6,798万7千円、単年度収支は6,535万6千円の赤字が見込まれますので、今後の執行状況等を見極めながら、財政の安定化に向けて取り組んで参ります。

【歳入】

(単位：千円)

款	予算現額	収入見込額	前年度比	収入割合
1 国民健康保険料	1,010,025	988,000	95.6%	97.8%
2 使用料及び手数料	10	0	0.0%	0.0%
3 国庫支出金	141,737	175,100	69.7%	123.5%
4 前期高齢者交付金	2	0	-	0.0%
5 県支出金	1	0	-	0.0%
6 市支出金	700	700	90.2%	100.0%
7 共同事業交付金	10,000	30,624	234.3%	306.2%
8 財産収入	88	77	66.4%	87.5%
9 繰入金	4	0	-	0.0%
10 繰越金	443,000	434,420	119.1%	98.1%
11 諸収入	1,031	904	8.8%	87.7%
歳入合計	1,606,598	1,629,825	97.4%	101.4%

【歳出】

(単位：千円)

款	予算現額	支出見込額	前年度比	支出割合
1 組合会費	1,013	400	72.3%	39.5%
2 総務費	89,418	71,900	96.5%	80.4%
3 保険給付費	694,070	618,540	107.9%	89.1%
4 後期高齢者支援金等	250,020	236,113	100.1%	94.4%
5 前期高齢者納付金等	130,020	116,526	82.2%	89.6%
6 介護納付金	150,000	143,624	104.2%	95.7%
7 共同事業拠出金等	22,036	20,458	94.4%	92.8%
8 保健事業費	46,798	36,500	96.0%	78.0%
9 積立金	101,088	101,077	87135.3%	100.0%
10 諸支出金	33,500	16,700	105.7%	49.9%
11 予備費	88,635	0	-	0.0%
歳出合計	1,606,598	1,361,838	109.9%	84.8%

歳入歳出差引残額 267,987 単年度収支 △ 65,356

令和2年度の国民健康保険料は、次のとおりです。(令和元年度と同額です。)

・第1種組合員 (事業主)	月額	29,400円	[医療保険料 25,000円 + 後期高齢者支援金等 4,400円]
・第2種組合員 (薬剤師従業員)	月額	23,400円	[医療保険料 19,000円 + 後期高齢者支援金等 4,400円]
・第3種組合員 (非薬剤師従業員)	月額	19,400円	[医療保険料 15,000円 + 後期高齢者支援金等 4,400円]
・第4種組合員 (75歳以上組合員)	月額	1,000円	[保健事業分として]
・家族	18歳以上(※1) 月額	11,400円	[医療保険料 7,000円(※1) + 後期高齢者支援金等 4,400円]
	18歳未満(※2) 月額	9,400円	[5,000円(※2) + 4,400円]
	(※1) 18歳に達した日以後の最初の4月分から (※2) 18歳に達した日以後の最初の3月分まで		
*介護保険料 (40歳以上65歳未満)	月額	5,100円	

令和2年度歳入歳出予算

【歳入】

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	前年度比
1 国民健康保険料	965,702	1,010,025	△ 44,323	95.6%
2 使用料及び手数料	10	10	0	100.0%
3 国庫支出金	112,641	141,737	△ 29,096	79.5%
4 前期高齢者交付金	2	2	0	100.0%
5 県支出金	1	1	0	100.0%
6 市支出金	700	700	0	100.0%
7 共同事業交付金	10,000	10,000	0	100.0%
8 財産収入	53	88	△ 35	60.2%
9 繰入金	4	4	0	100.0%
10 繰越金	260,000	342,000	△ 82,000	76.0%
11 諸収入	928	1,031	△ 103	90.0%
歳入合計	1,350,041	1,505,598	△ 155,557	89.7%

【歳出】

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	前年度比
1 組合会費	977	1,013	△ 36	96.4%
2 総務費	80,430	89,418	△ 8,988	89.9%
3 保険給付費	657,460	694,070	△ 36,610	94.7%
4 後期高齢者支援金等	238,020	250,020	△ 12,000	95.2%
5 前期高齢者納付金等	95,020	130,020	△ 35,000	73.1%
6 介護納付金	148,000	150,000	△ 2,000	98.7%
7 共同事業拠出金等	21,036	22,036	△ 1,000	95.5%
8 保健事業費	42,167	46,798	△ 4,631	90.1%
9 積立金	53	88	△ 35	60.2%
10 諸支出金	23,500	33,500	△ 10,000	70.1%
11 予備費	43,378	88,635	△ 45,257	48.9%
歳出合計	1,350,041	1,505,598	△ 155,557	89.7%

健康診断のご案内

今年度も健康診断の補助を行いますので、日々の健康維持・管理のために是非ご活用ください。

40歳～74歳の特定健診該当者の方には、6月上旬に「健康診断受診券」を送付します。

契約健診機関は、受診券と一緒に送る冊子または、組合ホームページをご覧ください。

補助の詳細は下記のとおりです。

健診の種類	対象年齢	補助金額
① 特定健診・一般健康診断、人間ドック、PET健診（年度内いずれか一つ）	40歳～74歳	30,000円
② 一般健康診断、人間ドック、PET健診（年度内いずれか一つ）	30歳～39歳	20,000円
③ 脳ドック（年度内に1回）（MRI・MRAの両方含むもの）	40歳～74歳	30,000円
	30歳～39歳	20,000円
④ 婦人科系検査（年度内に1回）	20歳～74歳	5,000円

※補助金額を超えた部分は、自己負担になります。

※上記以外のオプション及び保険診療は補助の対象外です。

※対象年齢は、年度内（R2.4～R3.3）にその年齢に達する方です。

お得に健診を受けるなら
一般健康診断が、おすすめです

1 お仕事の関係でなかなか時間がとれない方でも、必要な項目に絞っているので短い時間で受診することができます。

2 40歳以上の被保険者の方は、健康診断の補助金制度をご利用いただくと、一般健康診断を自己負担なしで受診できます。

【一般健康診断項目の一例】

診察・身体計測	診察・健康相談・指導・身長・体重・BMI	
眼科検査・聴力検査	裸眼矯正視力・簡易聴力	
尿検査	蛋白・糖	
血液検査	肝機能検査	AST (GOT)・ALT (GPT)・ γ -GTP
	脂質検査	総コレステロール・中性脂肪・HDL・LDL・non-HDL
	糖尿病検査	空腹時血糖
	一般血液検査	赤血球・白血球・ヘモグロビン・ヘマトクリット
循環器系検査	血圧・心電図	
呼吸器系検査	胸部X線	

人間ドックは、上記項目の他、大腸等の消化器系、腎機能、感染症、超音波検査等が追加されたものになります。

項目の詳細は、各健診機関にお問い合わせください。

※検査項目は、健診機関によって異なります。

接骨院・整骨院、はり・きゅう、 マッサージの正しいかかり方

～・～ 医療費の適正化にご協力をお願いします ～・～

柔道整復師(接骨院・整骨院)、はり・きゅう・マッサージ師の施術を受ける際は、国民健康保険(保険証)が「使える場合」と「使えない場合」があります。

保険の使える範囲を正しく理解されたうえで施術を受けていただきますようお願いいたします。

接骨院・整骨院にかかる場合

保険証が使える場合	保険証が使えない場合
<ul style="list-style-type: none"> 急性または亜急性の外傷性の打撲、捻挫、挫傷(肉離れ等) 骨折、脱臼の応急処置 医師の同意がある骨折、脱臼 	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活からくる疲労・肩こり・腰痛・体調不良等・スポーツによる筋肉疲労、負傷原因が不明の筋肉痛に対する施術 保険医療機関で同じ負傷等を治療中の場合 症状の改善が見られない長期の施術 打撲、捻挫が治ったあとの漠然とした施術、マッサージ代わりの利用

はり・きゅうにかかる場合

保険証が使える場合	保険証が使えない場合
下記の疾患で、医師の発行した同意書または診断書がある場合 神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症	<ul style="list-style-type: none"> 医師の同意書または診断書がない場合 保険医療機関で同じ対象疾患の治療を受けている場合

マッサージにかかる場合

保険証が使える場合	保険証が使えない場合
下記の疾患で、医師の発行した同意書または診断書がある場合 筋麻痺、関節拘縮	<ul style="list-style-type: none"> 医師の同意書または診断書がない場合 疲労回復や慰安を目的としたマッサージ

(注意事項)

- ◎「療養費支給申請書」の委任欄に署名、捺印をする際は、その月の施術がすべて終わった後に記載内容をよく確認したうえで、必ず施術を受けたご自身が行ってください。
- ◎柔道整復師の施術を受ける際は負傷の原因を正確に伝え、保険証が使えるかご相談ください。
- ◎施術が長期にわたる場合は内科的要因も考えられますので医師の診断を受けましょう。
- ◎領収書は必ず受け取り大切に保管してください。

本組合へ保険請求のありました接骨院・整骨院、はり・きゅう、マッサージにつきましては、医療費の適正化を図るため、施術内容の審査を神奈川県国民健康保険団体連合会及び民間の審査機関へ委託しております。

施術日、施術内容等について調査をさせていただく場合がございますので、ご協力をお願いします。